

子ども・子育て支援新制度について

～こども園ひがしどおり及び他の保育所、幼稚園の利用手続について～

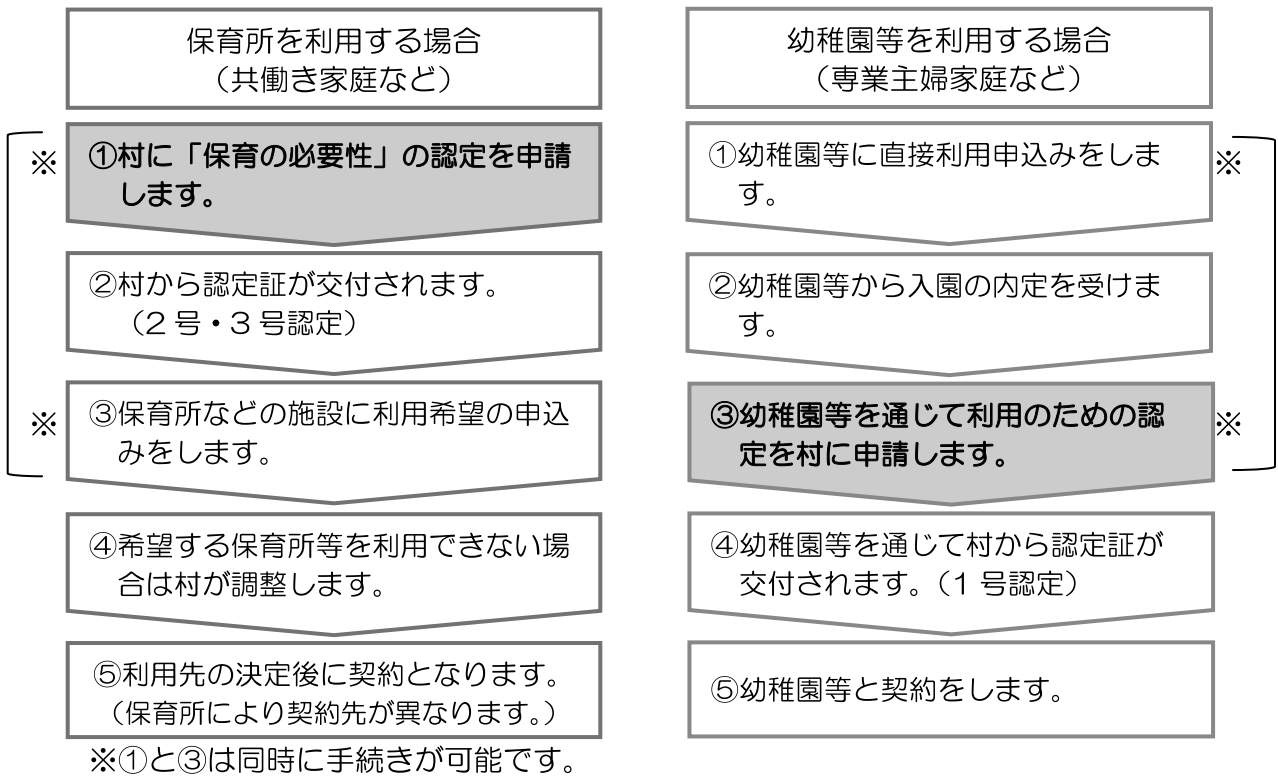
➤ 国の法律に基づき、就学前の子どもへの教育・保育、地域子育て支援の充実を図るため、新たな制度が平成 27 年 4 月より本格的にスタートします。

➤ 1 **こども園ひがしどおりの利用手続き（申込み）をする時期と流れはこれまでと同じです！！**

➤ 2 こども園ひがしどおり以外の保育所や幼稚園を利用する場合は、村（教育委員会）から 1 号～3 号の認定*を受けることとなりますので、担当までお問い合わせください。

- ※ 1 号～3 号の認定区分について
- ・ 1 号認定：子どもが満 3 歳以上で、保育を必要としない、教育（幼稚園）を希望する場合
 - ・ 2 号認定：子どもが満 3 歳以上で、保育所等で保育を希望する場合
 - ・ 3 号認定：子どもが満 3 歳未満で、保育所等で保育を希望する場合

➤ 3 新しい制度の保育所や幼稚園を利用する場合の流れ



【お問い合わせ先】

- ・ 村教育委員会 ☎ 27-2111 (内線341、342)
 - ・ 内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 ☎ 03-5253-2111 (代表)
- (詳しい内容は、ホームページ[内閣府子ども・子育て支援新制度\(検索\)](#)にも掲載されています。)